

米原市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組方針～



平成27年2月

米原市通学路交通安全対策推進会議

1. 米原市通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等が被害に遭う事故が相次いで発生したことから、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁の連名で通学路の緊急合同点検の実施および安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう通達がありました。これを受け、米原市においても、平成24年8月に各小中学校の通学路において緊急合同点検を行い、必要な対策を講じてきました。

このような取組を今後も継続的に実施するため、この度、関係機関との連携体制の構築を基盤とした「米原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組んでいきます。

2. 米原市通学路交通安全対策推進会議の設置

米原市では、継続的で効果的な通学路の安全対策と関係機関の連携を図るため、米原市通学路交通安全対策推進会議設置要綱に基づき、「米原市通学路交通安全対策推進会議」を設置します。

- (1) 米原市通学路交通安全対策推進会議は以下の構成機関の職員および代表で構成しそれぞれの役割を担う。

機関名	主な役割
国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所	道路施設に関する全般等 ・危険箇所要望等取りまとめ ・合同点検実施、道路施設の設置、管理等 ・対策状況公表
滋賀県土木事務所道路計画課	
米原市建設課 ●	
米原市防災危機管理課	防犯設備に関する全般等 ・危険箇所要望等取りまとめ ・合同点検実施、防犯設備の設置、管理等 ・対策状況公表
米原市自治振興課 ●	
米原警察署	交通安全に関する啓発・取締り・対策等
米原市PTA代表	児童生徒への指導・安全教育等
米原市小中学校の校長	
米原市教育委員会学校教育課 ●	
教育委員会が必要と認める者	児童生徒への交通安全に関する啓発

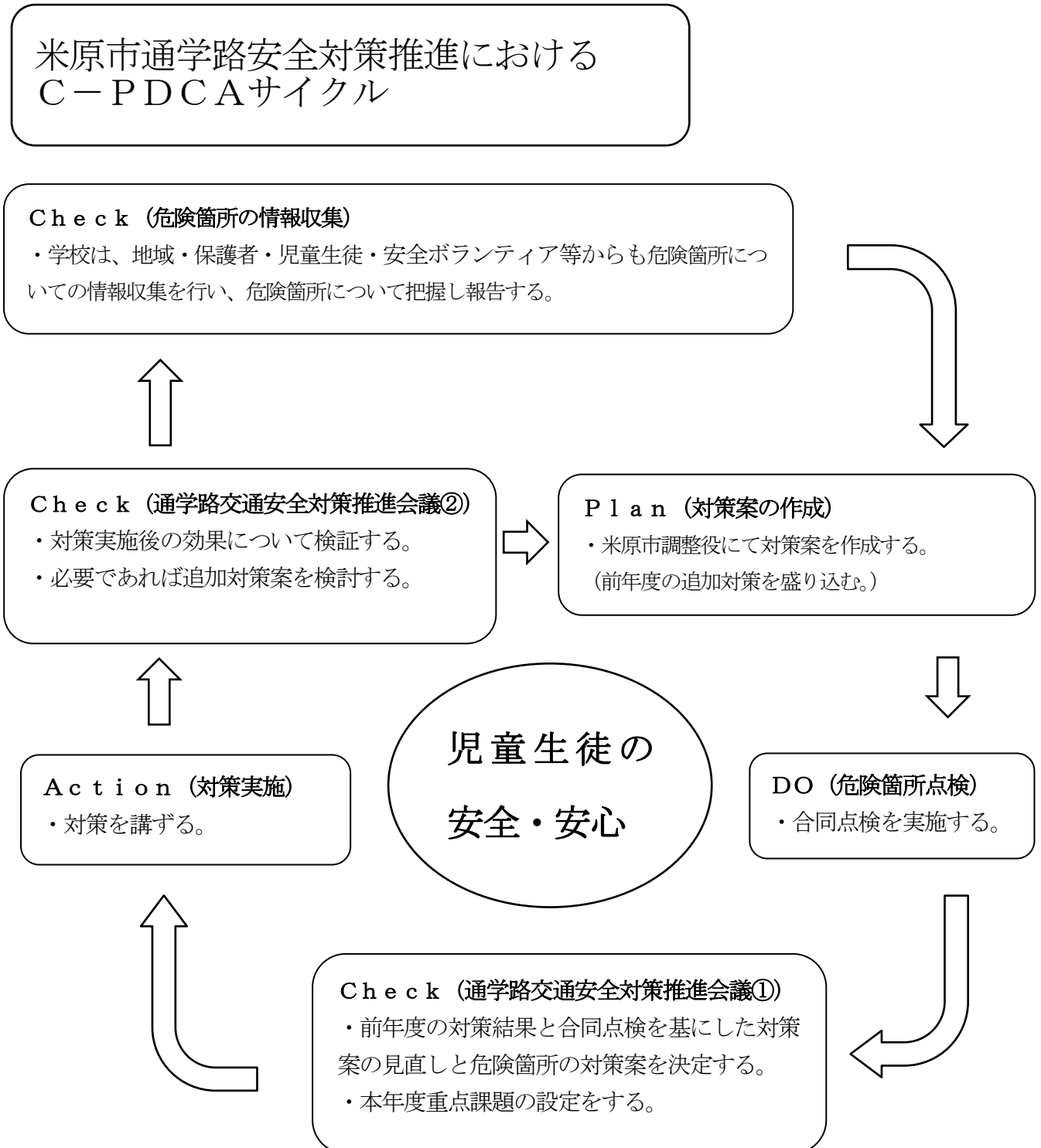
- (2) 会長は必要に応じ、推進会議を招集する。

- (3) 調整役（●印）は、各関係機関との連携を図り、連絡調整、事務等を務める。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的で効果的な通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果についても把握し、対策の改善・充実に努め、米原市通学路安全対策推進におけるC-PDCAサイクルを基に、さらなる通学路の安全性の向上を図ります。



(2) C-PDCAサイクルに基づいた取組の流れ

① C h e c k (地域・保護者・学校・児童生徒・地域安全ボランティア等)

4月・5月 → 地域、保護者、児童生徒、学校職員の連携による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行い、具体的な対策について米原市調整役(学校教育課)へ報告する。

② P l a n

6月 → 米原市調整役(学校教育課)で各校の報告を取りまとめ、米原市調整役(建設課・防災危機管理課等)でハード面における対策案を作成し、対策完了目標を検討する。

③ D O (合同点検)

8月 → 合同点検の実施

- ・昨年度の重点対策箇所の状況について確認
- ・本年度の対策箇所を調整役(建設課・防災危機管理課等)の案を基に確認

④ C h e c k (通学路交通安全対策推進会議①)

9月 → 通学路交通安全対策推進会議①

- ・前年度の対策結果と合同点検をもとにした対策案の見直し
- ・本年度の重点課題を設定し対策案の最終決定

ハード面における対策完了目標

(A) 短期(1年未満)、(B) 中期(1年～3年)、(C) 長期(3年以上)

⑤ A c t i o n (対策の実施)

4～3月 → 各担当部署にて対策を実施

⑥ C h e c k (通学路交通安全対策推進会議②)

2～3月 → 通学路交通安全対策推進会議②

- ・対策実施後の効果の検証
- ・さらに必要であれば追加対策について検討

(3) 合同点検の体制

市内小中学校を以下の4地域に分け、学校ごとの点検を基に、対策を講ずる要請のあった危険箇所について、年1回合同点検を行います。

地域	小学校（9校）	中学校（6校）
山東地域	柏原小学校 大原小学校 山東小学校	柏原中学校 大東中学校
伊吹地域	春照小学校 伊吹小学校	伊吹山中学校
米原地域	米原小学校 河南小学校	米原中学校 河南中学校
近江地域	息長小学校 坂田小学校	双葉中学校

*調整役において日程調整等を行い関係機関へ通知する。

4. 危険箇所（対策）と対策結果の公表

合同点検の結果や対策内容については、調整役において米原市公式ウェブサイト内で公表することとします。